

## 賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規    2 継続    3 変更    4 終了	
3 人員配置	当該事業所に配置すべき従業者(最低基準)に加えて、常勤換算方法で1以上の配置があること。	有 ・ 無
4 計画作成状況	賃金向上計画を作成していること。	有 ・ 無
5 キャリアアップの措置	利用者の就業規則に将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが記載されていること。	有 ・ 無

注 賃金向上計画は経営改善計画書を作成している場合は省略することも可能とする。  
ただし、計画の内容が現実的に達成する可能性があるのかどうかしっかりと確認すること。